

貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、市における「子どもの居場所づくり」を推進することにより、社会課題を解決することを目的として、「まちライブラリー」の開設及び運営を行う者に対して交付する貝塚市「大阪・関西万博」共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 この要綱により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、協議会において、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業として採択された団体又は個人とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算に定める範囲内で、補助金の対象となる経費の合計額に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助事業における支出総額から事業収入の額を差し引いて得た額又は300万円のいずれか小さい方の額を上限とする。この場合において、事業収入の額が支出総額を上回るときは、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、採択された日から令和8年3月20日までの期間に実施する補助事業の遂行に要する費用（当該期間に支払が完了している費用に限る。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 施設改修費（事業に必要な改修費用）
- (2) 図書費（本の購入費用）
- (3) 消耗品費（事務用品等の消耗品の購入費用）
- (4) 印刷製本費（チラシ、ポスター等の作成費用）
- (5) 通信運搬費（文書の郵送料、配送料等）
- (6) 保険料（ボランティア保険料、イベント保険料等）
- (7) 広告料（新聞、雑誌、テレビ等への広告料等）
- (8) 手数料（振込手数料等）
- (9) 委託料（施設管理委託料等）
- (10) 使用料及び賃借料（土地又は建物の使用料、機器借上料等）
- (11) 機器設備費（補助事業に必要な設備費用等）
- (12) その他協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める経費

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）により会長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、補助金の交付の申請を受けたときは、その交付の可否を決定し、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の支払が採択された日から令和8年3月20日までに完了していること。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、会長の承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、会長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金取下書（様式第4号）を会長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた場合において、当該通知書に係る補助事業の内容、実施計画等を変更（会長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金変更等申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により変更等の申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号。以下「交付決定取消通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第7条第3号及び前条第1項に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の3に相当する金額以内の変更

(2) 実施計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)

は、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金実績報告書(様式第 8 号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、事業実施完了後 30 日以内または令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日までに会長に提出しなければならない。

(1) 事業収支決算書(様式第 9 号)

(2) 事業の実施状況が分かる報告書

(3) 貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金精算報告書(様式第 10 号)(第 14 条の規定により概算払による補助金の交付を受けた場合に限る。)

(4) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、交付申請書を受けた場合において、その時点で補助事業が既に完了し、交付申請書に補助事業の成果が記載されているときは、実績報告書の提出を省略させることができる。

(補助金の額の確定)

第 12 条 会長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金確定通知書(様式第 11 号。以下「確定通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

3 会長は、前条第 2 項の規定により実績報告書の提出を省略させたときは、交付決定通知書をもって、交付すべき補助金の額が確定したものとみなし、確定通知書を省略することができる。

(交付の請求)

第 13 条 補助事業者は、確定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金交付請求書(様式第 12 号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第 14 条 会長は、補助金の交付の目的を達成するため又は補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付決定通知書を受けた後、概算払を必要とする理由を付して、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金交付概算払請求書(様式第 13 号)を会長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けた結果、預金利子等が生じた場合は、その預金利子等を当該補助事業の対象となる経費に充当しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 15 条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 必要な届出や報告を行わなかったとき、又は虚偽の届出や報告をしたとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 交付した補助金に剰余金が生じたとき。
- (6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (7) 会長の指示に従わないとき。
- (8) その他関係法令及び貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業者募集要項の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 会長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金返還命令書(様式第 14 号)により、補助事業者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 17 条 補助事業者は、第 15 条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協議会に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協議会に納付しなければならない。

3 会長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金加算金・延滞金免除申請書(様式第 15 号)を会長に提出しなければならない。

5 会長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市共創チャレンジ「まちライブラリー」事業補助金加算金・延滞金免除承認通知書(様式第 16 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第 18 条 会長は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺することができる。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の額に相当する金額を返還した場合及び当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。

(書類の保存)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 30 日から施行する。